

特用林産物経営安定化・消費拡大総合対策事業（拡充）

【平成24年度概算決定額 27,225（32,939）千円】

事業のポイント

消費者の安全と信頼の確保、生産者の生産・販売力の強化による経営の安定化・高度化及びきのこ生産に必要な資材の安定供給対策に取り組みます。

（特用林産物を巡る現状）

- ・特用林産物の主要品目であるきのこ類について、食料・農業・農村基本計画における目標値（平成32年度：49万トン）に向けた生産量の増加が必要です。
主要10品目の生産量 375千t（H12）→464千t（H22）
- ・竹材の消費量、生産量ともに減少傾向で、手入れ不足の竹林の増加や竹の造林地への進入が問題となっており、竹林の利用拡大が重要となっています。
竹材の生産量 2,008千束（H12）→963千束（H22）
- ・きのこ類及び山菜類で合計68市町村に対し、国の出荷制限等の指示が出ています（平成23年11月18日現在）。

政策目標

国産きのこ類の生産量447千トン（平成20年）
→472千トン（平成27年）

<内容>

1. 消費者の安全・信頼の確保対策

- （1）きのこの生産過程におけるトレーサビリティの円滑な導入に向けた関係者の取組状況や問題の調査・検討を行います。
- （2）きのこ菌床培地用おがこの品質認証システムの検証を行います。

2. 経営高度化対策

生産性の効率化や所得向上に資すると考えられる、技術開発が進んでいるものの実用化に至っていない新生産技術・新規用途技術の検証を行います。

3. きのこ生産資材の安定供給対策

きのこ生産に必要な資材（きのこ原木等）を円滑に調整できる体制を整えるため、県域を越えた原木産地間の協議会による安定供給プランを策定します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施機関>

平成23年度～27年度（5年間）

[担当課：林野庁経営課]